



平成18年 5月 29日

各 位

会社名	サン電子株式会社
代表者名	代表取締役社長 若井 富幸 (JASDAQコード 6736)
問合せ先	取締役 亀ヶ井 克寿
電話番号	0587-55-2201

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第35回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

会社法第326条第2項に規定する会社に必要な機関の設置を新設(変更案第4条)

会社法第214条の規定により、株券を発行する旨の定めを新設(変更案第9条)

株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供の定めを新設

(変更案第15条)

株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の人数を定める旨を追加

(変更案第17条)

取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とする旨の規定を新設(変更案第25条)

その他会社法に基づく必要な規定の加除、修正および移設、文言の変更等所要の変更

(2) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の削減を図るため、電子公告制度を採用することとし、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。

(変更案第5条)

(3) その他全般にわたり、条文の整備、字句の修正、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 24,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(1単元の株式の数未満の株券)</p> <p>第8条 <u>当社は1単元の株式の数に満たない株式にかかる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 24,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。2.前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>

<p>置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株式喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株式喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出の手續きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. 前項その他定款に別段の定めのある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役複数のときは、その</p>	<p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第12条 当社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. 前項その他定款に別段の定めのある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役複数のときは、その</p>
---	--

順序はあらかじめ取締役会の決議をもって定める。

2. 代表取締役に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

<新 設>

(決議)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支

順序はあらかじめ取締役会の決議をもって定める。

2. 代表取締役に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 株主総会の議事録は、10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって、会長、社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

2. 社長は、当社を代表する。

3. 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集手続)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

<新 設>

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、会長、社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 社長は、当社を代表する。

3. 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 <u>当社の監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役は互選により、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p><u>議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
---	---

(監査役会の招集手続)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の他、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第31条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬および退職慰労金)

第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(営業年度)

第33条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金)

第34条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し支払うものとする。

<新 設>

(監査役会の招集手続)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができ

<p>(中間配当)</p> <p><u>第 35 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下中間配当という)をなすことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 36 条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p><u>る。</u></p> <p>< 削 除 ></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 38 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>
---	---

以上